

22 番	臼井 淳 議員	
質問タイトル (大項目)	質問項目 (中項目)	具体的質問内容 (小項目)
<p>1、組織の見直しはどのような議論を経て決定されたのか。</p> <p>【質問趣旨】 昨年12月市当局から、各会派議員に、第6次総合計画の中間期にあたり、目指す将来像を具現化するための組織の現状を評価検討し、事務執行の支障が生じている問題等を整理し、令和4年4月1日に組織の見直しを行うことの報告を受けた。 組織を見直すにあたり、事務改善委員会では、各部長を中心に、課名変更や新設課と係等、の検討が行われていたが、具体的にどのような議論を経て見直しなされたのか市当局に問うものであります。</p>	<p>(1) どのような議論を経て組織の見直しが決まったのか。</p>	<p>①令和3年5月19日から11月5日までの期間に、事務改善委員会において、組織の見直しの会議が17回行われた。第6次総合計画の中間期にあたり、目指す将来像を具現化するための組織の現状を評価検討し、事務遂行に支障が生じている問題等を整理し、見直しを行っているが、組織の見直しに向けた論点整理はどのように行ったのか伺う。</p> <p>②前回の組織改編による事務改善委員会の議事録は、グループウェア掲示板にて掲出し、全職員が閲覧できるようにしていた。今回の議事録の取扱いは、議論を行っている過程であるため、掲示板による周知は行わないとし、内部で検討する資料として使用することは可としていたが、なぜ職員への周知が消極的であったのか伺う。</p> <p>③令和3年6月16日、まるっとミュージアム課のあり方について議題にしているが、当該課の現状と今後について、メリット・デメリットの議論が行われ、方向性として課名を積極的に変更する理由がないため現状のままとした。ではなぜ「まるっとミュージアム課」を課名変更の対象に取り上げたのか理由を伺う。</p> <p>④同年10月19日の当該委員会では、まるっとミュージアム課の名称がいきなり「観光課」に変更となっていた。しかし、課名を変更する理由がないため現状のままのままであった。議事録には、「観光課」に至る途中経過の記録がないため、どのような検証を行って「観光課」に変えたのか説明を求める。</p>

- 備考 1. 必ず、大項目を【1、2、3・・・】、中項目を【(1)、(2)、(3)・・・】、小項目を【①、②、③・・・】として明記し、質問内容、要旨等の具体的かつ明瞭化に努める。
 2. 数値の答弁を求める場合は、必ずその旨を記載する。また、過去の経緯、他市の状況等の答弁を求める場合も、同様の扱いとする。
 3. MS明朝体、12ポイントで記載する。

22 番	臼井 淳議員	
質問タイトル (大項目)	質問項目 (中項目)	具体的質問内容 (小項目)
		<p>⑤平成 21 年 3 月、博覧会を契機に、「瀬戸市まるっとミュージアム・観光協会」が設立されている。現観光協会は、瀬戸市と二人三脚で長く観光事業に取り組んできた実績がある。課名変更についてどのように説明と同意を得ていたのか伺う。</p> <p>⑥当該委員会は、市長発議により組織のあり方について始まり、当該課の課名については、軸足を市外対象者においた場合、課名がわかりにくいことや市長の意向を含め変更している。「まるっとミュージアム」という名称を失くすことのデメリットの議論は出なかったのか。また、関わってきた職員や他の関係者の反応はどうだったのか伺う。</p> <p>⑦当該委員会では、用地に特化した組織の必要性について、「用地に関する若手職員の実務経験が少なく、知識継承や職員育成が必要。また、他の自治体の状況や国・県では用地課を設置し、合理的な業務の遂行と人材育成ができてい」と述べている。用地に特化した部署でなければ何か問題になるのか伺う。</p> <p>⑧昭和 63 年 3 月末に市組織改正が行われ、用地課が新設されたが、平成 7 年 3 月末には組織改正で当該課が廃止されている。どういう理由で新設と廃止になったか伺う。</p> <p>⑨用地課が廃止から 27 年以上経過しているが、職員の知識継承、人材育成と実務経験等の用地に関する事務・実務は、どのように行ってきたのか伺う。</p>

- 備考 1. 必ず、大項目を【1、2、3・・・】、中項目を【(1)、(2)、(3)・・・】、小項目を【①、②、③・・・】として明記し、質問内容、要旨等の具体的かつ明瞭化に努める。
2. 数値の答弁を求める場合は、必ずその旨を記載する。また、過去の経緯、他市の状況等の答弁を求める場合も、同様の扱いとする。
3. MS明朝体、12ポイントで記載する。

22 番	臼井 淳議員	
質問タイトル (大項目)	質問項目 (中項目)	具体的質問内容 (小項目)
	(2) 事務改善委員会の検証に必要な議事録が作成されていない。	<p>①令和3年5月19日から同年11月9日までの期間に、事務改善委員会で組織の見直しが行われている。現行課名の変更や新設の必要性について、どのように検証が行われたのか分からないが、議事録に意思形成過程が記載されていないのはどうしてなのか伺う。</p> <p>②平成29年2月、事務改善委員会が開催され、第6次総計を実施するため、現行の組織での対応の可否を含め意見交換が行われた。特に、組織改編に向けた課題と検証については、職員間で活発な議論が行われたことが議事録を通して確認（把握）ができた。つまり意思形成過程の議事録が作成されていたためであるが、今回はなぜ議事録が簡略的に作成されたのか説明を求める。</p> <p>③今回だけでなく、庁内の他の会議や打ち合わせ等についても、意思形成過程や意思決定等に繋がる議事録の作成や記録を残すことについては、どのような指導や管理を行っているのか、市当局の見解を伺う。</p>

- 備考 1. 必ず、大項目を【1、2、3・・・】、中項目を【(1)、(2)、(3)・・・】、小項目を【①、②、③・・・】として明記し、質問内容、要旨等の具体的かつ明瞭化に努める。
2. 数値の答弁を求める場合は、必ずその旨を記載する。また、過去の経緯、他市の状況等の答弁を求める場合も、同様の扱いとする。
3. MS明朝体、12ポイントで記載する。

22 番	臼井 淳議員	
質問タイトル (大項目)	質問項目 (中項目)	具体的質問内容 (小項目)
<p>2、審査会の補足意見にどう取り組むのか。</p> <p>【質問趣旨】 令和4年1月、ホテル誘致に関する情報公開・個人情報保護審査会の答申の補足意見では、令和2年3月定例会で「一般質問」した上海視察の件と同様に、審査会は、情報公開制度の趣旨、公文書の管理について指摘している。</p> <p>こういった状況について、執行部は公文書のあり方や管理についてどう取り組むのか問うものである。</p>	<p>(1) 審査会の補足意見についてどう受け止め対応するのか。</p> <p>(2) 審査会を通じて、ホテル誘致への公平性に疑問を感じる。</p>	<p>①上海視察に関する情報公開・個人情報保護審査会の補足意見について、議会の一般質問に対して行政管理部長が答弁している。令和4年1月7日ホテル誘致に関する同審査会では、上海視察の件と同様の補足意見が出されているが、市当局は、補足意見に対して何が欠けていたとするのか伺う。</p> <p>②今回の審査会の補足意見は、前回（上海視察の件）と同様に、具体的に意思形成過程や決定過程等の文書記録を残す必要性が書かれている。市当局はこの間どのような取り組みや対応をしてきていたのか伺う。</p> <p>③上海視察の件と今回の審査会の意見は、一般論に留まらず文書が残されていないことを具体的に指摘されており、公文書作成に対する職員の知見及び意識と自覚が問われていると考えるがいかがか。</p> <p>①当該審査会を踏まえて伺うが、令和2年2月20日の市長トップセールスに関するホテル事業者との面談では、どのような根拠で面談者を決定したのかの意思形成及び意思決定過程の記録が無いこと等、事前調査を含めた検討資料が断片的な文書しかなかったことについて、改めてトップセールスのアポ取りの経緯について伺う。</p> <p>②一部不開示とした情報については、市が面談者（ホテル事業者）に対して「瀬戸市内の既存ホテルの宿泊実績や市内企業の宿泊施設へのニーズに関する情報」を提供していたことが明らかになった。どのような目的で面談者に情報提供したのか伺う。</p>

- 備考 1. 必ず、大項目を【1、2、3・・・】、中項目を【(1)、(2)、(3)・・・】、小項目を【①、②、③・・・】として明記し、質問内容、要旨等の具体的かつ明瞭化に努める。
2. 数値の答弁を求める場合は、必ずその旨を記載する。また、過去の経緯、他市の状況等の答弁を求める場合も、同様の扱いとする。
3. MS明朝体、12ポイントで記載する。

22 番	臼井 淳議員	
質問タイトル (大項目)	質問項目 (中項目)	具体的質問内容 (小項目)
	(3) 市当局は、公文書のあり方にどう取り組むのか。	<p>③令和2年2月20日、瀬戸市の中心市街地へのホテル誘致については、時期的に、ホテル事業者の公募や選定方法等は一切決まっていなかった。面談の相手方以外のホテル事業者に対して、②と同様の情報提供はどのように行っていたのか伺う。</p> <p>①普通地方公共団体においては、情報収集、調査、確認、報告、会議、起案、決裁、執行等の業務のあらゆる過程において文書が作成・取得されている。審査会で繰り返し指摘されている意思決定だけでなく、意思形成過程の文書作成や取得した記録を残すことへの意識の曖昧さや自覚が問われているが、現状の文書管理規程だけでなく、何らかの対策を講じる必要があるのではないかと伺う。</p> <p>②公の事務を担っている執行部は、各種公共サービスの事務を執行するため、事前に様々な準備のため打合わせや会議等を行っている。そのための基本的な文書作成や記録を残すことへの意味や意識、自覚について、職員の文書作成義務はどのように根付いているのか、根付かせるためにどんな事を行っているのか。また、根付いていなければどうすべきとするのか伺う。</p> <p>③中項目(1)で指摘した公文書のあり方や管理については、各課職員の知見向上のための職員研修やOJTのように日常的に取り組む以外に、執行部全体として、共通するルール化が必要ではないのか伺う。</p>

- 備考 1. 必ず、大項目を【1、2、3・・・】、中項目を【(1)、(2)、(3)・・・】、小項目を【①、②、③・・・】として明記し、質問内容、要旨等の具体的かつ明瞭化に努める。
2. 数値の答弁を求める場合は、必ずその旨を記載する。また、過去の経緯、他市の状況等の答弁を求める場合も、同様の扱いとする。
3. MS明朝体、12ポイントで記載する。